

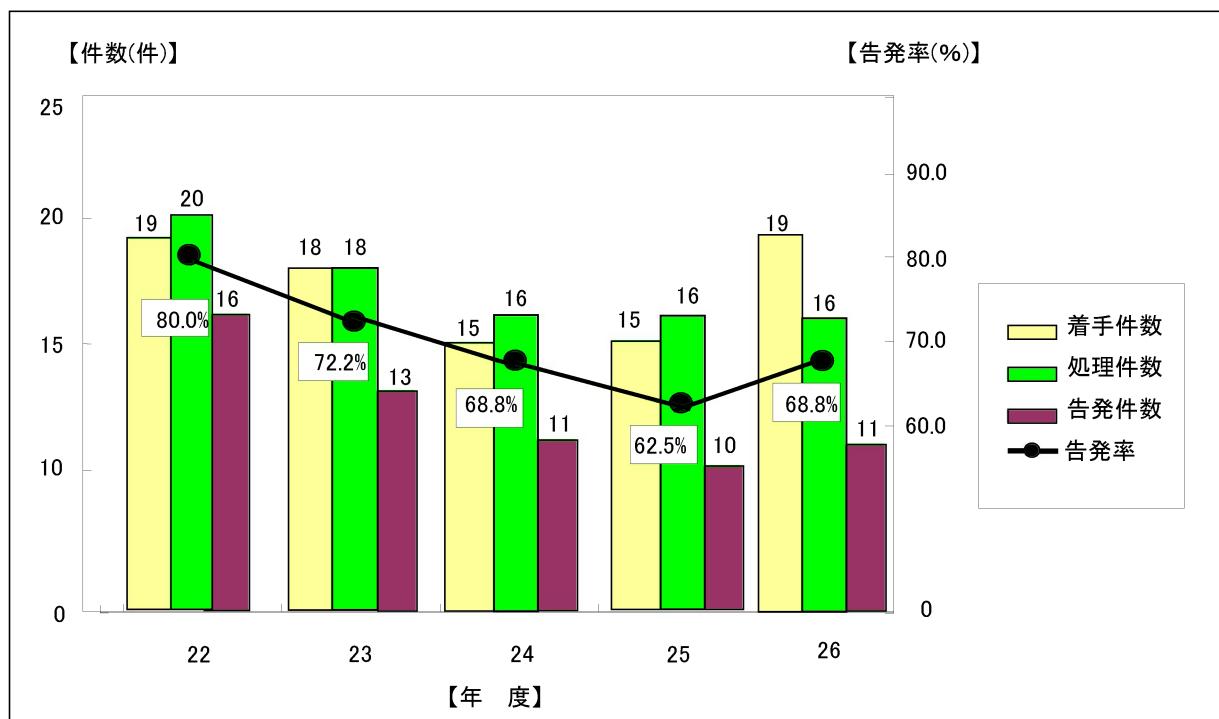
平成 26 年度 査察の概要

適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を目的として、国税局に配置されている国税査察官は、厳正な査察調査に基づき、悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行っています。

1 着手・処理・告発件数、告発率の状況

- 平成 26 年度において査察に着手した件数は、19 件でした。
- 平成 26 年度以前に着手した査察事案について、平成 26 年度中に処理（検察庁への告発の可否を最終的に判断）した件数は 16 件、そのうち検察庁に告発した件数は 11 件であり、告発率は 68.8% でした。

項目 \ 年度	平成 22	23	24	25	26
着 手 件 数	件 19	件 18	件 15	件 15	件 19
処理件数 (A)	20	18	16	16	16
告発件数 (B)	16	13	11	10	11
告発率 (B/A)	% 80.0	% 72.2	% 68.8	% 62.5	% 68.8



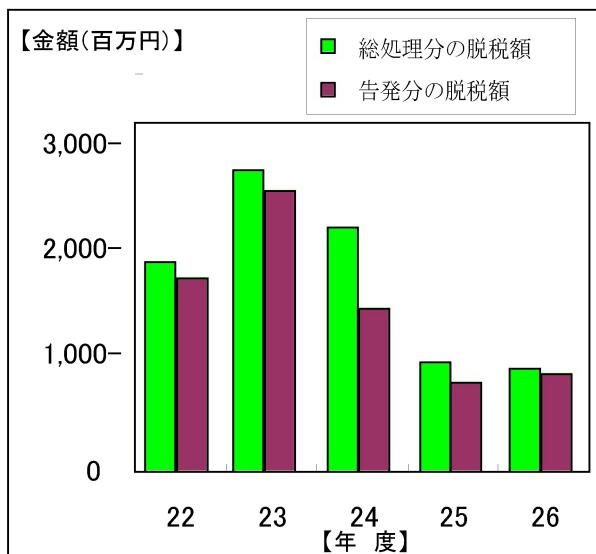
2 脱税額の状況

- 平成 26 年度中に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 8 億 5,000 万円、そのうち告発分は 8 億円となりました。
- 告発した事案 1 件当たりの脱税額は 7,300 万円でした。

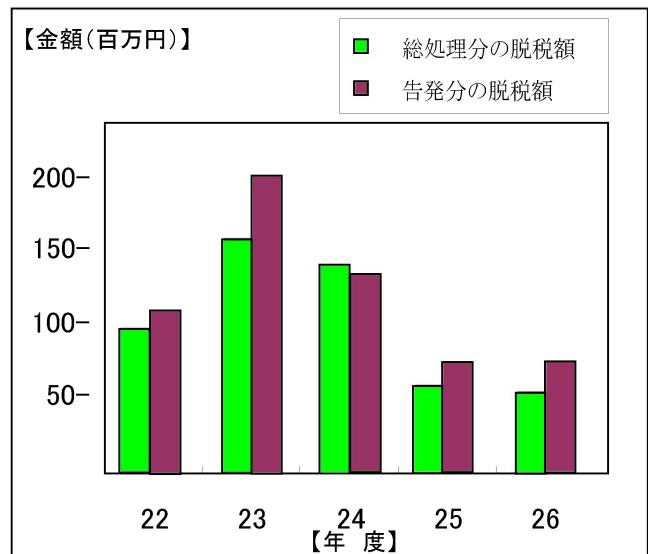
項目	年度	平成 2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
脱 税 額	総額	百万円 1,871	百万円 2,748	百万円 2,199	百万円 912	百万円 851
	同上 1 件 当たり	94	153	137	57	53
	告 発 分	1,716	2,550	1,425	718	800
	同上 1 件 当たり	107	196	130	72	73

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

○脱税額



○1 件当たりの脱税額



(参考) 大口事案の推移

項目	年 度	平成 2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
告 発 件 数	件	16	13	11	10	11
うち脱税額が 3 億円以上	件	2	3	2	0	0
うち脱税額が 5 億円以上	件	0	1	0	0	0

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

3 税目別告発事案の推移

○ 平成 26 年度においても、従来どおり、所得税、法人税事案に取り組むとともに、消費税事案についても積極的に取り組みました。

(1) 税目別の告発件数

区分 年 度	平成 22		23		24		25		26	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
所 得 税	件 2	% 13	件 3	% 23	件 3	% 27	件 3	% 30	件 2	% 18
法 人 税	9	56	7	54	6	55	5	50	7	64
相 続 税	—	—	2	15	1	9	—	—	—	—
消 費 税	内 2 4	25	内 1 1	8	内 1 1	9	内 1 2	20	2	18
源泉所得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
贈 与 税	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	16	100	13	100	11	100	10	100	11	100

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

(2) 税目別の脱税額

区分 年 度	平成 22		23		24		25		26	
	脱税額	割 合	脱税額	割 合	脱税額	割 合	脱税額	割 合	脱税額	割 合
所 得 税	百万円 160	% 9	百万円 126	% 5	百万円 744	% 52	百万円 207	% 29	百万円 113	% 14
法 人 税	1,067	62	914	36	405	28	458	64	403	50
相 続 税	—	—	1,475	58	175	13	—	—	—	—
消 費 税	内 34 104	6	内 31 35	1	内 101 101	7	内 24 53	7	284	36
源泉所得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
贈 与 税	385	23	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,716	100	2,550	100	1,425	100	718	100	800	100

(注1) 脱税額には加算税額を含む。

(注2) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の脱税額である。

4 告発事件の概要

- 平成 26 年度に告発した査察事案で多かった業種は「宿泊業」、「クラブ・バー」でした。この中には、低額宿泊施設の入居者から生活保護費を搾取していた「貧困ビジネス」など、事業活動自体に不当な行為が含まれるとして、社会問題化した事案についても、積極的に告発しました。
- 脱税の手段・方法としては、売上除外や原価・経費の架空計上がありました。また、消費税の免税制度を悪用したものや複数の納税者に脱税を持ちかけて報酬を得る脱税請負を行うものもありました。
- 脱税によって得た不正資金は、現金、預貯金として留保されていたほか、高級車購入、自己の遊興費に充てられていた例も見られました。

(1) 告発の多かった業種（2者以上）

平成 24		25		26	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
医療業	2	保険業	4	宿泊業	2
決済代行業	2	クラブ・バー	2	クラブ・バー	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は 1 者としてカウントしている。

- 宿泊業の中には、生活困窮者に衣食住の提供を持ちかけて、生活保護費を受給させ全額を徴収し、狭隘な環境に衣食住させる、いわゆる「貧困ビジネス」などが含まれ、事業活動自体に不当な行為が含まれるとして、社会問題化した事案についても積極的に告発しました。

(2) 脱税の手段・方法

脱税の手段・方法としては、売上の除外や原価・経費を架空計上した事案が多く見られました。

そのほか、

- 消費税の免税制度を悪用し、2年ごとに実体のない関係会社を設立して、あたかもその関係会社が経営しているかのごとく装い、多額の消費税を免れていたもの
 - 複数の納税者に脱税を持ちかけて報酬を得ていた、いわゆる脱税請負人関与事案では、架空の経費を計上するなど所得を少なくする方法を事業者に指南して、多税目にわたり税金を免れさせていたもの
- などがありました。

(3) 不正資金の留保状況

脱税によって得た不正資金の多くは、現金、預貯金として留保されていたほか、高級車の購入や不動産の購入、海外渡航費、自己の遊興費に充てられていた事例も見受けられました。

5 査察調査の状況

(1) 動員人数及び調査期間

平成 26 年度に着手した査察事案では 1 事件当たり、着手日に 29 箇所を調査し、延 110 名を動員しました。

平成 26 年度に告発した査察事案では 1 事件当たり、着手から告発まで 7 か月の調査期間を要しました。

(2) 檢察庁との連携

検察庁との間で、早期かつ綿密な連携を図り、悪質な脱税者に対して厳正に対応しました。また、検察官が強制捜査を行った上で、合同で捜査・調査を実施し真相の解明に至った事案もありました。

(3) 国際化への対応

近年、経済・金融取引のグローバル化が進展している中、国際取引を利用した事案に的確に対応するため、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用を積極的に行ってています。

(4) I C T 化への対応

経済取引等の I C T 化に的確に対応するため、専門部署による調査支援及びデジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全、解析を行っています。

6 査察事件の一審判決の状況

○ 平成 26 年度中に一審判決が言い渡された件数は 10 件であり、その全てに有罪判決が出され、実刑判決が 1 人に出されました。

項目 年度	① 判決 件数	② 有罪 件数	有罪率 (②／①)	実刑判決 人數	③ 1 件当たり 犯則税額	④ 1 人当たり 懲役月数	⑤ 1 人(社) 当たり罰金額
平成 24	件 5	件 5	% 100.0	人 0	百万円 185	月 15.0	百万円 39
25	内 1 13	内 1 13	100.0	内 1 1	40	19.0	8
26	10	10	100.0	1	84	17.0	16

(注 1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注 2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。